

だいさんごくていじゅうなんみんていじゅうさき けつてい かん せいふはつびょう  
第三国定住難民定住先の決定に関する政府発表について

1. せいふはつびょう じ き へいせい ねん がつ にち  
政府発表時期 平成31年1月18日（金）

2. こうべ てんにゆうしやがいよう  
神戸への転入者概要

- (1) 人数： 5世帯22名  
にんずう せたい めい
- (2) 主な言語： ミャンマー語  
おも げんご こ
- (3) 学齢期児童（保育所・小学校）： 11名  
がくれいきじどう ほいくしょ しょうがっこう めい
- (4) 生活支援： 政府が公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部に委託する第三  
せいかつしえん せいふ こうえきざいだんほうじん ふくしきょういくざいだんなんみんじぎょうほんぶ いたく だいさん  
ごくていじゅうなんみん たい ていじゅうしえんじぎょうとう じっしだんたい じっし  
国定住難民に対する定住支援事業等の実施団体により実施

3. スケジュール

へいせい ねん がつ 平成30年9月	なんみんらいにち マレーシアより難民来日
へいせい ねん がつ ～平成31年3月	なんみんじぎょうほんぶ ていじゅうしえん とない じゅこうちゅう 難民事業本部による定住支援プログラムを都内で受講中
へいせい ねん がつ にち 平成31年1月18日	ていじゅうさきけつてい せいふはつびょう 定住先決定について政府発表
へいせい ねん がつちゅうじゅん 平成31年3月中旬	こうべしな い てんにゆうよてい 神戸市内へ転入予定

さんこう だいさんごくていじゅう じぎょう  
【参考】第三国定住事業

1. 「第三国定住」の定義

なんみん どう いちじてき ひ ご う なんみん どうしょひ ご もと くに あら  
難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに  
うけい ごうい だいさんごく いどう ちょうきてき たいざいけんり あた  
受入れに合意した第三国に移動させ、長期的な滞在権利を与えること。

2. 事業の概要

(1) 経緯 へいせい ねんど ねんど じぎょう じっし  
平成22年度から26年度までパイロット事業として実施。

へいせい ねんど けいぞくじっし かぞく にん うけいれずみ  
平成27年度より継続実施（39家族、152人を受入済）

(2) 受入対象

へいせい ねんど いちじたいざい じん  
平成22～26年度 タイに一時滞在するミャンマー人

へいせい ねんどういこう いちじたいざい じん じぎょう  
平成27年度以降～ マレーシアに一時滞在するミャンマー人と、パイロット事業  
う い なんみん しんぞく  
で受け入れた難民の親族

(3) 受入体制

ないかく せつち なんみんたいさくれんらくちょうせいかいぎ こうせいしやうちょう なんみんうけいれじぎょう じっし  
内閣に設置された難民対策連絡調整会議の構成省庁で難民受入事業を実施。

ていじゅうしえん こうざい ふくしきょういくざいだんなんみんじぎょうほんぶ せいふ いたく う じっし  
定住支援は（公財）アジア福祉教育財団難民事業本部が政府の委託を受けて実施。

(4) 定住先

へいせい ねんどういぜん しゅとけんちゅうしん  
平成28年度以前は首都圏中心。

へいせい ねんどういこう ぜんこくきぼ なんみん りかいそくしんとう かんてん しゅとけんいがい  
平成29年度以降は、全国規模での難民への理解促進等の観点から、首都圏以外へ  
じちたい ていじゅう せつきよくてき けんとう へいせい ねんど ひろしまけんくれし  
の自治体への定住を積極的に検討。（平成29年度：広島県呉市）